

最後の一手が大切です

「親族同士の対局」にならないためのツメが肝心です!

近い間柄こそ争いになると根が深いものです。大切な家族のため、詰め将棋のように「先を読む」ことが大切です。

今からでも遅くない! 家族のために始めましょう、後悔しない相続対策を。



相続問題

相続は、ある日突然発生するかもしれません。故人の大切な財産をどのようなカタチで承継していくのが重要になります。トラブルを未然に防ぐための遺産分割協議や相続手続きなどの基本ルールやしきみについてしっかりサポートいたします。

遺言書の作成

自分の大切な人のために今できること…遺言書の作成を検討されてみませんか? 適切な遺言書は自分の気持ちを伝えるだけでなく、相続人間の紛争防止に大変役に立ちます。「相続」を「争族」にしないために是非、一度検討しましょう。遺言は残される家族へ当てた最後のラブレターです。

成年後見制度

「認知症の父の預金が下ろせない・認知症の父の不動産が売却できない」など、判断能力が低下してきたご本人のために、裁判所へ成年後見の申し立てを行うことができます。その手続きをサポートいたします。

まずはお電話ください!

初回相談 **無料**
(但し50分まで)

遺産相続・遺言・成年後見はお早めにご相談ください!

us+well

電話でのお問い合わせ 平日9時~18時まで相談受付

☎086-250-8192

司法書士 アスウェル法務事務所

<http://www.us-well.net>

〒700-0927 岡山市北区西古松237-126 松本ビル4F

TEL.086-250-8192 FAX.086-250-8193

Email: info@us-well.net

相続手続き、遺言、成年後見などのさまざまな問題は アスウェル法務事務所に任せて安心!!



Q 相続問題の事例

私は岡山で会社員をしています。妻とかわいい子供が二人、今は賃貸マンションで暮らしていますが手狭になってきたので家を新築しようと融資を受けるため銀行に行きました。土地については生前父が私に残してくれていた100坪の土地がありましたのでその土地を担保に融資を受ける申し込みをしましたが、その土地の相続登記が出来ていないことを理由に審査がストップしてしまいました。聞けば、登記が明治生まれの曾祖父の名義のままになっているようです。このような場合どうすれば、よいのでしょうか？

A

まずは、戸籍を調査し相続人を確定することになります。明治生まれの曾祖父が被相続人ということで相続人の数が多くなることが予想されます。そうすると全員と連絡を取り、相談者の方の名義にすることを相続人全員に同意していただく必要があります。しかし、人数が多ければ多いほど協議に時間を要しますし、しかも全員の同意を得られなければ名義が換えられないことにもなりかねません。このようにならないためにも、代が替わっていかないうちに相続登記をすることをお勧めします。

Q 遺言の事例

私は兄と妹の3人兄妹ですが、私は父の持ち家に同居し、父の面倒を見ていました。兄と妹は父の面倒を見ることはなく、資金的に援助をしてくれることもありませんでした。父は生前、「いつも面倒を見てくれてありがとう。私が亡くなった後は家と土地はお前が相続してくれ」と言ってくれていました。去年の夏、父が亡くなり久しぶりに兄妹と父の葬式で顔を合わせたとき、兄妹から「我々にも権利があるのだから持分をよこせ。」と切り出されました。父の世話すらしてこなかった兄妹に権利があるのでしょうか。また、このようにならないための対策を何かとっていただければよかったのでしょうか？

A

この事例の場合、ご兄妹がいくらお父様の面倒を見なかったとしても、相続人であることにはかわりないので相続する権利が発生します。このような場合にはお父様が「遺言書」を残しておくという方法が考えられます。いくら口頭で財産を譲る旨の話をしていても、お父様の最終意思は「遺言書」という形で残してないと意味がないということです。

Q 成年後見制度の事例

私には認知症の母親がおり、その母親の兄弟が亡くなったため、母親が相続人のひとりとして話し合いが行われることになりました。しかし、認知症が進行しており母は、親族の話し合いに参加しても、首を縦に振るばかりです。しかし、部外者の私が出る幕もなく、話し合いが終わってしまい母へは一銭も入りませんでした。このようなときはどうすれば良かったのでしょうか??

A

このような場合には、成年後見制度を利用します。ご相談のように、判断能力の低下してしまった方にとって不利益が及ぶケース等でご本人に代わって家庭裁判所監督の下で成年後見人が意思決定することができます。また勝手に認知症の方の印鑑を使って、勝手に書類を作成すれば私文書偽造にもなりかねません。成年後見制度は家庭裁判所へ申し立てることにより、親族または司法書士等の専門家が成年後見人等となります。



まずはお気軽にお電話ください!
初回相談は無料です! 但し50分まで

遺産相続・遺言・成年後見をはじめ、法務に関するあらゆる事の窓口として私たちにご相談ください。

us+well

電話でのお問い合わせ 平日9時~18時まで相談受付
☎086-250-8192

司法書士アスウェル法務事務所
<http://www.us-well.net>
〒700-0927 岡山市北区西古松237-126 松本ビル4F
TEL.086-250-8192 FAX.086-250-8193
Email: info@us-well.net